

報徳思想・報徳仕法の 内在論理からみた幕末・維新(2)

前 田 寿 紀*

Ⅲ. 実際の時代の流れからみた開国, 貿易について

ここで、実際の時代の流れからみた開国, 貿易について報徳思想・報徳仕法の内在論理等を参考にして考察してみたい。

1. 商品経済の進展

19世紀に入る頃には、日本においては商品経済が進展し、国内市場も形成され始めていた。そして、江戸・大坂・京都3都を中心とする遠隔地の市場だけでなく、多くの地方都市を核として、横にもつながっていく市場へと進んでいった。全体的に見れば、幕末の日本経済には、外国との貿易にも対応し利益を上げることのできる、情報・生産・流通・資本の基盤やネットワークがある程度作られていたと考えられる。したがって、開国さえすれば、外国との貿易も徐々に進んでいくことは時間の問題であったと思われる。

2. 外国との貿易の要求

江戸時代、各藩が私的に外国と貿易することは国法により基本的には禁止されていた。しかし、現実としては以下の例を始め多くの密貿易があった。

- ① 浜田藩は、藩ぐるみで密貿易をした。地の利を生かした李氏朝鮮との密貿易や、スマトラ、ジャワなどの東南アジアへ足を伸ばした密貿易をした。
- ② 長州藩や薩摩藩は、密貿易を行い有力になっていった。薩摩藩は、生糸、綿花、その他の横浜・長崎への大規模な密貿易を行い、幕府とも緊張関係にあった。薩摩藩の開聞岳付近の坊津^{ぼうのつ}での密貿易の形跡が確認でき、知覧の武家屋敷には、中国製の植木鉢などが多数残っている。

*総合福祉学部 教授

③水戸藩住民に、外国の品々が多数流れた。物々交換や交流があったと推察できる。

④龍馬らは、慶応元（1865）年夏頃、薩摩藩や長崎商人の^{こぞね}小曾根家の援助を受け、「亀山社中」を結成した。同2（1866）年には、薩摩藩名義で長州藩の為に、大量の小銃や蒸気船ユニオン号の購入も行った。

藩の密貿易に対しては、幕府もある程度知っていた面もある。また、藩が住民を罰したこともある。

外国との貿易は、尊徳の言う「有無を交換し有余と不足を融通させるべき理」（前述）からしても必要と思われる（ただし、武器の貿易に関しては尊徳の見解はわからない）。また、自分や自国の産物を、できるだけ多くの人に喜んでもらいたいと考えるのは、人間の自然な感情と思われる。人々の貿易の要求は止められないものであったと思われる。

3. 外国との交流の要求

経済的な貿易だけでなく、外国との交流が進むことも、時間の問題であったと思われる。

江戸時代でも、以下のような人的・文化的交流が生まれた。

①徳川家康（豊臣秀吉の朝鮮侵攻にあたり派兵しなかった、朝鮮王朝との間で国交回復の交渉を進める、などの経歴あり）は、幕府を開いた2年後、息子徳川秀忠を2代将軍に据え、駿府を大御所とした。この駿府（大御所）時代から日本は本格的国際外交をはじめ、駿府は、ヨーロッパ・東南アジア諸地域・朝鮮などから多くの人々が訪れる場所となった。ヨーロッパからは、オランダ・イギリス・スペインの各国王使節が訪れた。駿府から、シャム国（現在のタイ）に雄飛した山田長政（幼少時代等に育った家は駿府城・静岡浅間神社近く）のような例もあった。現静岡市清水区にある「清見寺」^{せいけんじ}（巨鼈山清見興国禅寺）では、家康が朝鮮通信使や琉球使の接待をした（現在も、家康を慕う静岡を訪れる韓国人は多い）。寺には、家康が朝鮮の文字や文化を学んだ「手習いの間」もある。

②鎖国を完成されたとされる3代将軍徳川家光以降でも、李氏朝鮮及び琉球王国とは通信の関係にあった。中国（明朝と清朝）・オランダ（「オランダ東インド会社」）との間には、通商関係があった。

③その他、蘭学の学習熱が高まった幕末の私塾における人的交流、天津波で沈没したロシア船ディアナ号の乗組員と伊豆国^{いずのくに}の下田村・宮嶋村・^{へた}戸田村の住民との心温まる交流、「長州ファイブ」（長州五傑。現在、萩博物館等で展示）や「薩摩スチューデント」（現在、鹿児島中央駅前に碑あり）の秘密留学、など多数ある。「長州ファイブ」とは、井上聞多（井上馨。後、外務卿、参議、農商務大臣、内務大臣など）、遠藤謹助（後、造幣局長。大阪造幣局「桜の通り抜け」は遠藤の指示）、山尾庸三（後、工部卿、法制局初代長官。東

京大学工学部前身の工学寮創立)、伊藤俊輔(伊藤博文。後、岩倉使節団の副使。大日本帝国憲法起草の中心。初代、第5・7・10代の内閣総理大臣。韓国統監府初代統監)、野村弥吉(井上勝。後、鉄道庁長官として新橋駅~横浜駅間の鉄道事業発展に寄与)の5名である。また、「薩摩スチューデント」とは、薩英戦争を経て攘夷の不可能を悟った薩摩藩(藩主は島津久光)が、薩摩藩の五代友厚と石河確太郎の提案を受け、慶応元(1865)年、多額費用を出し、島々への出張と偽りイギリスに派遣した藩士19名(使節3名、留学生15名、通訳1名)である。具体的には、森有礼(後、文部大臣)、寺島宗則(後、外務卿)、町田久成(後、「東京国立博物館」設立)、村橋久成(後、「開拓使ビール」<現在のサッポロビールの前身>創設)、五代友厚(後、大阪商工会議所の初代会頭)、長沢鼎(後、「カリフォルニアのワイン王」「葡萄王」)、などである。

外国との人的・文化的交流をすることで学習したいと思うのも人間の自然な感情と思われる。この要求も止められないものであったと思われる。

4. 日米修好通商条約に対する誤解

日米和親条約を始めとする和親条約、日米修好通商条約等に対しては、後の歴史分析において様々な誤解があると思われるが、ここでは日米修好通商条約(以下、条約と略称)に対する誤解を指摘してみたい。

安政5(1858)年6月19日、岩瀬忠震(以下、岩瀬と略称)は駐日アメリカ総領事ハリスと交渉して条約締結に臨み、井上清直と共に条約に署名した。条約は不平等条約という汚名を着せられ、岩瀬あたりも批判された。また、勅許を得なかったことは大老井伊直弼への批判ともなり、桜田門外の変へと発展した。

不平等条約との汚名は、国内の混乱を招いた責任で、関税率の大半20%という状態から、後の慶応2<1866>年の改税約書で岩瀬等の意図とは離れて大部分が5%に引き下げられた所であった。また、条約には、日本側に領事裁判権が無かった所にもあった。しかし、条約およびその周辺状況は、次の諸理由から当時の状況下では大きな不平等とは言えないと思われる。

- ①日米修好通商条約の交渉中、ハリスは“調印が遅れると、英国が軍事力を背景により厳しい条件での条約を押し付けるから、米日にとって有利な条件で条約を結ぶべき”旨を幕閣に述べていた。幕府が、一般品の関税として12.5%を提示したのに対し、ハリスはより高い20%を提案し、両者が合意した。20%は、アメリカが清国に押し付けた天津条約の7.5%に比べると有利であった。
- ②貿易章程(条約に付属した文書)で定められた関税率に関しては、輸入品については、金銀・家財等は無税、食料・船具・石炭等は従価5%、酒類は35%、その他は20%、輸出品

については、全て従価5%であり、輸入品の関税率は相対的に高かった。

- ③日本人に波及しない程度の限られた外国人居留地等で起こる出来事に対するアメリカの領事裁判権を、幕府はむしろ歓迎していたむきがある。
- ④天津条約と異なり、外国人にとって不利な条項(例、外国人の国内旅行が制限されること、など)も認めさせた。

岩瀬等は、砲弾でも脅したハリスの要求を冷静に受け止め反論もした。そして、ハリスが要求する新潟・兵庫・江戸・大坂の開港・開市に対し、攘夷のパワーが漲る京都近くの大坂を開港せずに、結果的に横浜という江戸からほどよい距離の場所に開港し、街道筋から離れた所に外国人居留地を定め、国政に大きな支障をきたさず(江戸を直接刺激させず)に海外の輸入品・情報も多く時間をかけずに江戸にもたらせるようにし、平和裏にソフトランディング的に貿易をなすようにしていった。こうしたあたりには、岩瀬等の深い見識と高度で強い決断力による好判断がみられる。尊徳もよしとした外国との貿易をうまくスタートさせた岩瀬等は、再評価されてよいと思われる。なお、開国は、かつて開国を怒った攘夷派から開国派に変えた人々も含めた薩長の手柄のように言われることもあるが、実際は幕府が行ったことである。

貿易の開始により、様々な長短も生じた。短所の一部は、以下である。ア. 需給関係で、製糸業は伸びたが綿織物業は打撃を受けたこと等のように、在来産業が打撃を受けることがあった。イ. 金銀交換比率の格差により、国内に大量の洋銀が流入し、国外に大量の日本の小判が流出した。ウ. 物価の高騰をもたらした。エ. 関税収入により国庫を潤すことができにくかった。オ. 物品等が持ち逃げされる等のトラブルが起きた。

こうした短所だけを強調することは、一面的である。これらは、貿易の存在理由(尊徳が言う交易の論拠)を否定する根拠にはならない。上記の短所が生じた理由としては、我が国が海外貿易に慣れていなかったのにいきなり自由貿易をしたことが大きかった。

貿易の初期においては、日本人の旺盛な貿易への参加が広範に見られた。さらに、学習によって、経済的な貿易や交流のレベルは高まっていった。

藩の行政単位の報徳仕法は、米本位制経済下では有効だったが、貨幣商品経済下には弱かったかもしれない。江戸時代には、商人に対しては家の間口に応じた固定資産税が課されただけで、売上に応じた課税システムは原則無かった。現在の法人税や所得税や消費税のようなものも無かった(これらは、商業より農業を大切な仕事とする考えが強かったからと思われる。また、これらが経済格差が生じる要因の一つであった)。したがって、尊徳も多くの商人の活動に報徳仕法の形で大きく関わるができなかった。また、藩の行政単位の報徳仕法は、横に流れる流通という観点からみると、弱かったかもしれない。しかし、尊徳は長計を図った交易の必要性を、日米修好通商条約以前に指摘していた。

Ⅳ. 幕末の動乱における暴力の問題

幕末の動乱は、新しい時代を生む為の生みの苦しみであり、多少の流血は、次の時代へ進める為に仕方がなかったとする人もいる。また、明治維新は、フランス革命等に比べて死者が少なく、流血が少なくて成し遂げられたと評価する人もいる。しかし、幕末の動乱には、殺人、暗殺（例、京都での天誅^{てんちゅう}）、襲撃、暗闘、強盗、脅迫、報復、放火、脅し、等（以下、これらの1つまたは複数を暴力と呼称）、様々な普遍的とは考えられない行動が伴っていたがゆえに、全てを正当化することは危険である。

当時に生きた福沢諭吉（中津藩。以下、氏名の次の括弧内に出身藩名を記載することあり）は、「勤皇派（尊王派－引用者注）」は、佐幕派以上の攘夷党であり、「人殺しもすれば、放火もしている」「こんな乱暴者を助ける気は、もとよりない」（『人間学的研究』P.27）と批判している。この言葉と関連して、例えば渋沢栄一は、伊藤博文と山尾庸三^{はなわただとみ}が塙忠宝を暗殺したと、大正10（1921）年の塙の六十年祭の折に明らかにしている¹⁾。なお、伊藤博文（以下、伊藤と略称）と山尾は、共に長州藩出身で、塙は、幕末の国学者（塙保己一^{はなわ ほ き いち}『群書類従』『続群書類従』の編纂者）の四男。忠宝の名は、大学頭の林述斎の命名）である。また、伊藤は、イギリス公使館に放火もした（「英国公使館焼き討ち事件」）。この事件は、列国の公使が、景勝の地の品川御殿山に公使館建設を要求し、幕府が建設しほぼ完成していたものに対し、高杉晋作（長州藩）が、幕府に攘夷を執行せざるをえなくする為イギリス公使館の焼き打ちを計画し、文久2年12月12日深夜、井上馨（長州藩）・伊藤らが焼玉で放火したものである。

また、倒幕派の急先鋒であった坂本龍馬（土佐藩、後脱藩。平成22年1月からNHK大河ドラマ「龍馬伝」が放映され、人気も高まったと思われる。以下、龍馬と略称）は、京都「近江屋」で殺害されたが、その前に「池田屋」で殺害されそうになった時に、平素持っていたとされるピストル（妻お龍にも持たせたとされる）を使用した。倒幕派の命ぎりぎりの所での行動や短い生涯等に、心意気や美学やロマンを見い出すだけでは、幕末の動乱に対する客観的な分析は難しくなる。過激な倒幕論や倒幕の行動を絶対視したり美化したりすることは、危険である。

また、様々な場面で使用された錦旗（錦^{きんき}の御旗^{にしき}の略称。天皇＜朝廷＞の軍＜官軍＞の旗）の使用の仕方にも場当たりの疑問が残る。錦旗さえ取れば、暴力も正当化できるとしているようである。

倒幕派の暴力等に問題が残るのと同様に、佐幕派にも次のような諸点で問題が残る。①幕府が作ったヒエラルキーの堅持が目的となりやすかった。②善悪の基準が、幕府の判断に傾きやすかった。③幕府側・旧幕府側で作られる大義名分のもとに、戦争を生んだ。④頑固

なまでの忠孝や義の貫徹により自らの命の消滅も起こった。⑤武力（時には暴力）の使用があった。

山本八重（会津藩。後の新島八重。平成25年1月からNHK大河ドラマ「八重の桜」が放映され、会津武士などの人気も高まったと思われる）なども、戊辰戦争時に会津若松城から、スペンサー銃などで新政府軍に発砲した。

主人に対する涙ぐましいまでの忠孝とか、最後まで武士道を貫き通したことなどに、心意気や美学やロマン、或いは同情・共感を見い出すだけでは、幕末の動乱に対する客観的な分析は難しくなる。

幕府の幕藩体制、封建制、武威による武士の政治、開国状態でないこと、等も、普遍的状态ではないので、いつかは崩れていかざるを得なかったと考えられる。しかし、暴力で崩すのはまちがいであろう。現在でも、戊辰戦争等で先祖を亡くされた子孫の方々には、内心熟知たるものがあり、県同士で握手できない所もある。

尊徳は、天保2（1831）年、「打こゝろあれはうたるゝ世の中よ うたぬこゝろのうたるゝはなし」（『当座金銀米銭出入扣帳』、天保2年正月吉日付、『全集』11, P.909）と詠み、人を“打つ”ことをよしとしなかった。また、「復讐の志は、小にして益なく、人道にあらざる」「敵を打てば、彼よりも亦此恨を報ぜんとするは必定なり」と復讐を否定し、「国を治め、万民を安ずるの道」「国を安んじ、民を救ふの道」により、「世を益し人を救ふの天理を勤る」「世を救ひ世の為を為す」必要があるとした（『夜話』49）と思われる。ここには、闘争・対立だけからはよいものが生まれえないという確信があったと思われる。

尊徳が一人の餓死者も出さないようにと全身全霊で行動したり衣食住が成り立つ道筋をつけたりして救済された人々やその子孫から感謝されることと、暴力による動乱に関わり怨恨などのわだかまりを残し続けることとの間には、本質的な違いがある。

また、幕末・維新期の藩や志士の中には、考え方、立場の変節（例. 攘夷派から開国派へ、佐幕派から倒幕派へ）が見られることが多かった。

V. 江戸幕府の滅亡に関して

1. 江戸幕府滅亡から王政復古のクーデターまで

慶応2（1866）年は、薩長同盟の成立、武州世直し一揆を始めとする各地の農民一揆、大坂・江戸での打ちこわし、幕府の第二次長州征伐の失敗とそれによる幕府の権威失墜、公武合体派の孝明天皇の死、があり、大きな転換の年となった。

慶応3（1867）年10月3日に、前土佐藩主山内豊信（^{とよしげ}容堂は、隠居後の号。以下、山内と略称）の建白書が、15代将軍徳川慶喜に出され、慶喜はこれを受け入れる形で大政奉還に踏

み切った。同年10月14日、慶喜は朝廷への政権返上を申し出て、翌日朝廷が許可した。

大政奉還の上表の同日に倒幕の密勅（詔書としての体裁は完全でない）が出たが、翌日の朝廷の許可により、薩長は倒幕の名分を失った。倒幕派は、流れを変える為に、慶応3（1867）年12月9日に王政復古のクーデターを起し、「王政復古の大号令」を審議・決定した。その内容は、1. 将軍職辞職を勅許、2. 京都守護職・京都所司代の廃止、3. 江戸幕府の廃止、4. 摂政・関白の廃止、5. 新たに総裁・議定・参与の三職をおく、であった。これにより、幕府の滅亡（鎌倉時代から続いた武士の時代の終焉）、摂関制度の廃止、慶喜を排除した新政府樹立、を成功させた。

この王政復古のクーデターとその前後の状況には、次の諸点で疑問が残る。

- ①クーデター当日、大久保（薩摩藩）、岩倉具視（以下、岩倉と略称）等が、京都御所に入り、薩摩藩、芸州藩の倒幕派、土佐藩・越前藩、尾張藩の公議政体派（議会制度を導入し、合意形成を図り、日本を統治しようとする派）の兵力がクーデターに参加し、兵力を背景に決行した点。
- ②公議政体派は、ほんの4日前にこの決行を知らされた点。
- ③次のように力でねじ伏せた点。クーデター当日、山内らの公議政体派は、徳川慶喜の出席が許されていないことを問題にし、彼を議定に参加させることを申し出た。そして、山内が、「幼沖の天皇を擁して、権柄を盗もうとするもの」（若い天皇を擁して、陰謀を企てたもの）と詰問した。これに対し、岩倉が「御前」（天皇の前）であると一喝し山内を黙らせた。また、兵を指揮していた西郷隆盛（薩摩藩。以下、西郷と略称）が、岩倉に「短刀一本あれば片付く」と伝え、山内を引きさがらせた。

2. 民衆の世直しへの願望と解放感・不安感

幕府の滅亡前後の民衆においては、世直しへの願望と解放感・不安感が高まり、「ええじゃないか」（お札が空から降って来たことを端緒とする）の中に莫大なエネルギーを爆発させた者もいた。しかし、民衆の御一新への期待は実現されたとは言えず、その後の新政府への不満も大きかった。なお、お札を降らせたのは、倒幕派という説もある。

3. 尊徳の立場の仮説

ここで1つの仮説を述べれば、幕府の一員になった尊徳にとって、幕府が滅亡することは、さしたる問題ではなかったかもしれない。そのように考えられる根拠は、以下である。

①幕藩体制を絶対視していなかった

報徳思想は、封建制維持の思想などと誤解されることもある。しかし、報徳思想は、幕藩体制や封建制に合わせて作られておらず、幕藩体制を絶対視していない。

②そもそも、幕府が作った矛盾・問題を処理してきたのが尊徳だった

尊徳は、幕藩体制が動揺し社会の矛盾・問題が多くなってきたことの、後始末や処理をするのに苦勞をし、農村等を建て直してきた。

③究極的な封建政治批判をしていた

尊徳は、藩の報徳仕法において、藩主に口出しさせずに、藩に「分度」を守らせ、皆を食わせるという究極的な封建政治批判をしていた。

④元大坂町奉行所与力の大塩平八郎の乱に対しては、「御為筋相成候」出来事としての意識もあった

尊徳は、天保8(1837)年7月に、大坂在住の小田原藩士伊谷治部右衛門に、大塩平八郎(以下、大塩と略称)の乱(天保8<1837>年2月19日)が、「公辺(幕府-引用者注)を狂候儀に御座候」出来事か、「御為筋相成候儀に御座候」出来事かを質問した(二宮金次郎による伊谷治部右衛門宛書簡、<天保8年>7月5日付、『全集』6, P.304)。武士である伊谷は、「武家之眠を覚し候には能き薬に候」(伊谷治部右衛門による二宮金次郎宛書簡、<天保8年>10月26日付、『全集』6, P.359)と答えた。尊徳の質問は、大塩の行為を全面否定していない側面があり、幕藩体制の危機を認識させる「御為筋相成候」出来事としての意識もあった。

ただし、大塩は、実際に大坂の役所が手を尽くしてきた点を評価せずに、次のような尊徳には受け入れられないであろう行動もした。

- ・彦根藩士で大塩の筆頭門下であった宇津木矩之丞^{のりのじょう}が、大塩の蜂起企てに対し、民に災いをなすとの良心に基づく諫言をしたが、聞き入れなかった(結果、宇津木は殺された)。
- ・大塩主導の市中火付けにより、罪なき多くの人々を死なせた。

⑤武士階級になった尊徳が握ったのは、刀でなく鋤・鎌であった

武士階級になった尊徳は、武士の服を着て武士の刀を差し握ることよりも、草鞋をはいて鋤・鎌などの農機具を握り生産をすることの方を大切にした。

⑥聖人作為論により、幕府・諸藩が農政に後ろ向きなのを暗に批判していた

尊徳は、弘化・嘉永の時期に、聖人作為論をしきりに説いた。この論は、中国古代の最高の徳の所有者で為政者である堯・舜・禹などの聖人が、元からあったのではない人道を作為的に作成したというものである。この論を説いたことは、無から讓道による人間社会を作っていくという主体的な行動の主張ともなった。また、幕府が大切にしてきた朱子学が言う天理への批判にもなった。

⑦II-3でみたように、尊徳は、様々な幕府への批判をしていた

⑧報徳思想・報徳仕法の内在論理は、人間誕生以前の考察をしており、“地上の帝国”を築く為の論理ではなかった

Ⅵ. 新政府発足後の問題の諸相

1. 新政府がめざした中央集権体制

(1) 基本的な理念

江戸幕府による大政奉還を受け、王政復古のクーデターによって発足した新政府は、方針として、天皇親政（旧来の幕府、摂関・関白などの廃止）を基本とし、欧米列強国に追いつくための改革を模索した。

国民に対しては、慶応4（1868）年3月14日、国武宣布の宸翰（天皇直筆の文書）が示された。天皇親政のもとに、億兆安撫、万国対峙、海外雄飛、国威宣揚を宣言した。

同日、諸大名や諸外国を意識して、明治天皇が百官を率いて皇祖神に誓いを立てるという形式で公布された『五箇条の御誓文』において、合議体制、官民一体での国家形成、旧習の打破、世界列国と伍する実力の涵養、等の新政府の方針を明文化した。これらは、新政府の内政・外交に反映され具体化されていった。そして、思想的には自由民権運動の理想とされていった。また、具体的なスローガンとして「富国強兵」「殖産興業」が頻用された。

『五箇条の御誓文』公布の翌日、幕府の高札を取り除き、辻々に『五榜の掲示』を立てた。そして、儒教道德の遵守、徒党や強訴の禁止、キリスト教の禁止、国外逃亡の禁止など、幕府の民衆統治政策を引き継いだ内容を掲示した。しかし、これらの条項は、その後の流れの中で自然消滅し効力を失った。

なお尊徳は、皇祖神まで遡る時には、皇祖神をあくまでも生産の始祖としてみた。

(2) 中央政府

①首都遷都

当初、大阪遷都論があったが、反対が多かった。江戸城明け渡しもあったので、江戸を東京とすることで落ちついた。明治天皇が2度東京行幸を行い、太政官も東京に移された。遷都についての正式な布告は無かったが、次第に東京が事実上の首都と見なされた。

②行政

天皇の下に総裁・議定・参与の三職からなる官制を施行した。総裁に有栖川宮熾仁親王ありすがわのみやたるひとが、議定に皇族・公卿と薩摩・長州・土佐・越前などの藩主が、参与に公家と議定についた藩主の家臣が就いた。また、明治天皇が年少であった為、それを補佐する体制を採った。

行政機構としては、太政官と神祇官を置き、太政官の下に各省を置く律令制を模写した。兵部省には大村益次郎が、大蔵省には大隈重信が大輔に就任し、重要な両省を急進派が占めた。しかし、省によっては、政争や対立が起こったり、多くの改変が行われたりと安定しなかった。例えば、大村はフランス式の国民皆兵制の導入を計画したが、大久保や攘夷派士族に反対され、攘夷派に暗殺され、軍制改革は遅れた。

立法府である左院（後、元老院）・右院や地方官会議なども設置・廃止が繰り返された。明治中央官制の改革は、明治18（1885）年の内閣制度発足によりやっと安定した。

③立法

自由民権運動の高まりとそれからの要求や、諸制度の整備による改革の成熟などもあり、明治14（1881）年に「国会開設の詔」を出し、同時に議会制度の前提として伊藤らによる憲法制定の動きを本格化させ、憲法審議のため枢密院を設置した。

明治22（1889）年に大日本帝国憲法を公布し、翌年帝国議会を発足させて、アジア初の本格的な立憲君主制・議会制民主主義国家を完成させた。

④司法

慶応4（1868）年に太政官の下に刑法官を置いた。後の太政官制の変遷にともない、刑部省、ついで司法省を置き、司法省に大審院を設置した。

2. 文明開化の中の暗部

維新前後の欧米の文明意識には、自分達の文明が優れているという自意識が見え隠れする。また、未開観や差別の思想もあった。

ここでは、ペリー等を通してみえる当時の欧米の文明の矛盾点を考察してみよう。

欧米の近代国際法（これは、幕末・維新时期に中国で『万国公法』という名称で翻訳され日本にもたらされていた）は、「万国平等」という理念を持ち、主権国家を一つの単位とした。国家の法的主権が認められ、内政不干渉の原則や、法の上の国家平等権もあった。戦争において、市民や捕虜を保護する「戦争条規」もあった。また、海上での慣行もあった。海は、公海（あらゆる船に開かれた海）、領海（砲弾が届く範囲の3カイリ＝約5.6km。無害通航権が保障された海。ただし、軍艦には保証されない）、内水（その一つが湾。湾口の幅が6カイリ＝約11.1km以内なら、領土の一部とされる）の3つに分けられた。ちなみに、ペリーが無断侵入した江戸湾は、湾口の幅が約7kmの日本の領土の一部であった。

当時の欧米の近代国際法には、以下の問題点があったと考えられる。

- ①近代国際法の「万国平等」という理念はあくまでも理念であり、実際はキリスト教諸国間だけに通用するものであった。
- ②その適用を、「文明国」とそれ以外により使い分けた。「文明国」とは欧米の自己表象でもあり、欧米文明にどれ位近いかが「文明国」の目安となっていた。
- ③非欧米諸国に対しては過酷な側面もあり、欧米の植民地政策を正当化する側面もあった。
- ④主権国家という観点に立っている為、排他的要素が生じた。

現実の分類は、「文明国」の欧米、「半文明国」（「野蛮国」）のオスマン帝国、トルコ、ペルシャ、タイ、中国、朝鮮、日本等、「未開国」のアフリカ諸国等であった。「半文明国」と

すると、主権の存在は認めるが、その国家主権に制限を設けた。具体的には、砲艦外交等によって不平等条約を強制したりもした。また、「未開国」とすると、その国家主権などは認めず、その地域は有力な支配統治がされていない「無主の地」とし、植民地を自由^{むしゅ}に作る事ができた。

新政府が、欧米やその国の人々と接して文明開化を進めていく中で、欧米の近代国際法の問題点やその他の欧米に関わる問題に引きずられてしまった以下のような面もあったと考えられる。

ア. 上からの改革

開国後の貿易の主導権は、イギリスが握った。初代駐日総領事、同公使を務めたイギリスのサー・ラザフォード・オールコック (Sir Rutherford Alcock KCB, 1809年～1897年。医者、外交官。開国後の日本事情を紹介した『大君の都』の著書あり) は、清国駐在領事での体験等を踏まえ、日本の変革は民衆の下からの圧力ではなく、上層から下層に向かったの浸透過程としてなされるべきとし、対日外交を進めていた。この考えのもとに、幕府を支持し、後に薩長に近づいた。権力を握った薩長等の人々も、上から改革を進めた側面がある。

イ. 過酷な処刑

新政府は、万国対峙を唱えつつ、攘夷事件の自国犯人に対して、旧幕府とは違い、欧米の要求を先取りして過酷な処刑を進んで実行した。これは、新政府が欧米の文明の負の側面を自ら取り入れた一例である。

ウ. 「富国強兵」への道

新政府が選んだ「富国強兵」への道は、「富国安民」や、「仁沢」が「海外に推し及ぶ」ことや、我が国が「万国と共存」することを述べた(前述) 尊徳の真意からは大きくはずれた。

エ. 未開観への同調

新政府の中でも繰り広げられた征韓論等の中には、欧米中心の“文明と未開”の感覚に同調してしまった向きのももある。最初に作られた和親条約の「日米和親条約」第一ヶ条に、「場所・人柄の差別これ無き事」とあり、場所や人で差別をしないことが明記されている(尊徳は、天地<天然・自然の意>の下に全ての人の上下を設けなかった)。新政府は、これを全ての国との間で推進すべきであった。

3. 富国強兵と徴兵

明治5(1872)年11月、『徴兵告諭』と『全国募兵の詔』が出された。同6(1873)年1月には、「全国大挙の大役」まで想定する『徴兵令』が出され、「国民皆兵」が宣言された。『徴兵告諭』は、士族を「世襲坐食ノ士」とし、禄を減じ佩刀^{はいとう}の特権を廃止したことを四民

の自由の権の実現とし、「上下平均 (平等－引用者注)」「人権斉一」「兵農合一」で説明した。『徴兵告諭』は、このように「人権」の語を使用して、兵役が“平等”であることを強調した。

近世において政務と軍役 (兵になる権利) が特権であった武士は、明治になり「世襲坐食ノ士」とまで言われ、長年の役職を剥奪された。知識も教養も地方の村役人層や好学の士に拡がり、士族の居場所が無くなっていった。士族の不満は高まり、反政府の士族反乱が、明治7 (1874) 年の佐賀の乱、同9 (1876) 年の神風連・秋月・萩の乱などと続いた。征韓論、台湾出兵、反政府の士族反乱などは、士族の出番を期待させた。また、徴兵制から士族兵制への転換も期待された。しかし、政府の士族特権廃止の方向は揺るがず、明治9 (1876) 年の廃刀令で帯刀を禁止し、秩禄処分 (家禄を廃して公債を発行すること) を強行した。同10 (1877) 年には、封建回帰派から自由民権の改革派まで幅広い期待を集め、西郷を盟主とする武力反乱である「西南戦争」が起こった (西郷は、かつて共に新政府軍を指揮した有栖川宮熾仁親王<西南戦争では鹿児島県逆徒征討総督>と対決)。「田原坂の戦い」などは、両軍の鉄砲玉がぶつかりくつつくほどの銃撃戦となり、多くの戦死者を出した悲惨なものとなった (この戦いの悲惨さから、「博愛社」<「日本赤十字社」の前身>が生まれていく)。

民衆は、納税義務はそのままで、江戸時代には無かった兵役が課せられた。これは、多くの民衆を殺りくの前線に送りこむことができるようにしたことでもあった。“生血を以て国に報いる”ような“血税”という名の兵役は、“血取り”“子取り”という流言を生んだ。

廃藩置県にともなう旧藩主の東京移住や、『徴兵令』、『賤民廃止令』 (解放令。明治4<1871>年8月布告。いわゆる「留守政府」が進めた)、廃仏毀釈、学制、などに対する不満に起因し、群衆による血税一揆が起きた。血税一揆は、明治6 (1873) 年3月に渡会県牟婁郡神内村から始まり、同7 (1874) 年12月の高知県幡多郡まで十数件、西日本を中心に連鎖的に起こった。中でも、北条県美作地方の一揆・鳥取県会見郡の一揆・名東県7郡の一揆等は激しかった。内容・方法としては、武装しての県庁への強訴や県庁書類の焼き捨て、戸長役場・学校 (新政を体現するもの) などへの放火・打ちこわし、被差別民への人身攻撃・殺傷、などがあった。対象は、朝廷・太政官・官吏・教員や被差別民と広がった。政府の要人を「異人」「耶蘇宗」と呼ぶ流言も起こった。徴兵忌避は、明治20年代まで学校負担の軽減等とともに民衆要求の伏流となった。

上記の「国民皆兵」による“血税”という納税の状況は、武門を一部門の役割と考えていた尊徳には、想定できなかったかもしれない。

4. 地租改正と税の問題

新政府は、明治6 (1873) 年7月に『地租改正法』 (上諭と地代の3%を地租とすること

を示した)と具体的規定を示した『地租改正条例』等からなる太政官布告を制定した。そして、同7(1874)年から地租改正という租税制度改革に着手した。この改革により、日本に始めて土地に対する私的所有権(ある意味では“個の尊重”の意味あり)が確立した。このことから、地租改正には土地制度改革としての側面があったと言える。

新政府の動きは場当たりのであり、問題点も多かった。問題点を1つ指摘すると、税率を地価に対しての一定率にすることで、政府からすれば農作物の豊凶による税収の変動を避け安定した収入を確保できたが、農民からすれば農作物の価格変動リスクを自分達で負うことになった。この点は、報徳仕法の内在論理と大きくずれる点であった。

地租改正と重税により、農家経営における債務の増大は著しくなった。税金が払えず、高利貸しに依存したり、土地を失い小作人化してゆく農民が急増した。

私的所有を考えねば、その先の様々な制度も作りにくくなり、社会のルールが希薄になることはあろう。しかし、私的所有は、基本的に排他性を本質とする。

尊徳は、「己身を、うちすてゝみよ、そのあとは、一つの外に、有物はなし みんな一つの、こゝろなりけり」(天保3年11月16日の和歌、『天保三壬辰日記』、『全』35、P.447)と述べた。尊徳は、自分だけのものと思いがちなわが身でさえもそもそも天の持ち物であり、ましては、お金も土地も自分だけのものと思ひ込むことはできないとしたと思われる。また、垣根をめぐらし人を排除することの弊害も考えていたと思われる(『夜話』229より)。

半円観という物理的・心理的垣根を生み出してしまうものに、尊徳の一円観による客観的視点を持たないと、敵対、闘争へと発展してしまう。土地を形の上では私的に所有しながらも、他を排斥する心を制する(わが身を持ちながらも、他を思いやる道理と同じ)ことが重要と思われる。このあたりの考え方の上での人々の心の成熟の為の努力を、新政府はしていくべきであったと思われる。尊徳の言うところの、荒地の開拓だけではない、「心田」の開拓の必要性である。

また、尊徳は税を人々が「天税」と認識でき、また喜んで出すまでに至らないと本当ではないと考えていたと思われる(『金毛録』中「国家安寧豊饒之解」、『二宮 大原』P.32)。

税の扱い一つをみても、新政府には仁が欠けていたと思われる。

なお、上記3の中にも表れている“平等”と4等の中にも表れている“個の尊重”とは、つきつめると本来矛盾する。したがって、新政府にはダブルスタンダード的な見解がみとれ、民衆においても理解しがたい状況が生じたと思われる。さらに、新政府においては、“平等”が建前上という側面もある点、“個の尊重”が“個性の尊重”ではない点などにも問題があったと思われる。

5. 紙幣の乱発

新政府は、紙幣の乱発を行うことができ、また行った。これは、財務統括の権力を握ったことでもあった。また、戦費を賄うことができることでもあった。

財を天が作ったものとし、人々を幸福にする為の公財としての使い方も示していた尊徳からみれば、政府の紙幣の扱いは道に反するかもしれない。

尊徳は、報徳仕法において、「報徳金」「報徳善種金」「報徳元恕金」「報徳冥加金」等と呼ぶ「無利息年賦貸付」等の資金を用意、運用した。これは、尊徳によれば、天地人三才の徳の恵みを受けて、我身の今日あることを悟れば、その「冥加」に感謝し、我身の「元を恕い」、「善種」を蒔くべく「人のため」に生きることは必然であるので、長期的に人間を救う為に自然に蓄財される、という道理で集まる資金であった。近代以降も、こうした資金はやり方によっては、集まったと思われる。新政府は、こうした資金を集め行政組織の中に用意し、徳のある運用をしてもよかったと思われる。

6. 時間

新政府は、太陽暦、一世一元制、神武紀元（紀元前660年2月11日を神武天皇即位日とし、神武元年としたもの）を選んだ。神武紀元という天皇紀元を定めたことにより、新政府は、「天孫降臨」と「万世一系」に基づく“国家の起点”を作ることができた。ただし、この日付には根拠はない。

祝日大祭日（現在の名称とは違う。また、現在に至るまでに廃止されたものもある）が入った暦は、国家による政治的・道徳的意思を示し、この時間を生きる個人・集団のあり方を変容・規定しうるものであった。祝祭日が理にかなったものであればよいが、そうでなければ危険な道具・装置にもなりうる。

尊徳にとって、時間は、“天地との対話”をしていつどのような行動をとれば食物がしっかり育つのかを考えつつ生産し、人々がそれを食べて生活を成り立たせ（「富国安民」状態にし）、豊かな社会を作っていくことができるようにする為のものであった。

お金と同様時間も、多くのもの（人を含む）・ことを生（活）かすという意味での設定・使い方が重要であったと思われる。

7. 藩閥政治

支配者を倒した新興勢力が、また新たな支配者となり弊害ある政治を行うことや、自分達で貴族制度を作り新貴族になることは、世界の歴史上多々あった。日本の幕末・維新の流れの中での藩閥にもそのような側面がみられる。

ここでは、藩閥政治を考える一つとして、新政府の長州閥に多くの人物を送ることになっ

た吉田松陰の考え方・活動について尊徳との対比で考察してみる。

尊徳と松陰を対比するにあたり、両者を思想家、教育者として比較することは生産的でないように思われる。松陰は、本来兵法家、社会革命家である。尊徳は、現実の衣食住の問題に全人格的に取り組んだ実践的経世家である。両者ともに、取り組みつつ思想や教育の考え方などが形作られてきたので、最初から紙の上で論ずる思想家、教育者ではない。両者を、最初から思想家、教育者としての土俵に押し込めて比較しようとする大きな間違いを起こすと思われる。

幕末に、信じることを貫き通した心意気を共通点として、尊徳と松陰の両者を賞賛する人もいる。しかし、それでは両者の論理の根本的な違いは見えないと思われる。

ここでは、松陰の松下村塾やその周辺での活動の基にあった論理の特徴をみた上で、尊徳の論理との違いを指摘してみよう。

①飛耳長目^{ひじちようもく}

塾生に何時も、情報を収集し将来の判断材料にせよと説いた。現代的に言えば、よくアンテナを立ててよく考えろということであろう。

松陰自身が、東北から九州までよく歩いて情報を収集した（松陰滞在の跡地多数あり）。長州藩に対して、主要藩へ情報探索者を送り込むよう進言し、江戸や長崎に遊学中の者に「報知賞」を特別に支給せよと主張した。松陰は、『飛耳長目帳』も作っていた。萩の野山獄に監禁後には、弟子たちに触覚の役割をさせ、牢獄外の情報を得た。

尊徳も、情報収集には長けていた。調査もよくやった。

よく調査をしてよくわかることは、その後の活動の重要な前提であり、両者とも行った。両者で違うのは、最も目を向ける情報の内容である。そして、情報収集の次は、松陰が革命であり、尊徳が人々の実際の生活・生産であった。

②個性重視

松陰は、人間は誰でもどこか他人より優れた所があると考え、一人一人のよいところを伸ばしていこうとした。塾生を尊重し、塾生とも議論を交わした。

尊徳も、徳という言葉で、人だけに限らず全てのもの・ことのよさを認めた。

松陰は、自分の所に入門した塾生のよさを認めたという側面があるが、尊徳は、人間以外にも及ぶ森羅万象全てのよさを認め広がりをもった点で違っていただと思われる。

③平等観

松陰は、塾生を、身分・性別・信条などに関わらず分け隔てなく扱った。また、師弟としての上下関係を越えて塾生を友人として考え、塾生と意見を交わしたり、登山や水泳も行った。こうして、塾生からも学ぼうとした。

尊徳も、平等観はもっていた。

松陰の場合は、後述⑥にあるように、天皇の下に万民は平等という考え方があったが、尊徳の場合は、天地（天然・自然の意）の下での平等であり、天皇でも真の聖人になるべく、人々の為に「刻苦励精」（『夜話』233）し努力する必要があると考えていたと思われる。

④^{かいべんべつ}華夷弁別

その場で励めば、そこが華ということである。現実的には、地方の劣等感を克服して、そこに優れた環境を築き、そこで努力すればそこが中心になる、ということである。

この松陰の発想は、人間の努力（作為）の大切さという観点ではよい発想であったかもしれない。しかし、ア. 中心の華がよくて、周辺は低くみるという価値観を既に内包している、イ. 中心を獲得すべく対立・抗争を生みやすい、ウ. 地方の劣等感を抱いてそれを原動力にした場合には反動を招きやすい、エ. 中心を拡大しようとする膨張主義にも流れやすい、こと等において、危険もはらんでいると思われる。

尊徳は、自家をたたみ、武士の身分を与えられても、江戸（中央）にこだわらずに地方の農村を復興すべく地方の田畑を耕した。

⑤^{そうもうくつき}草莽崛起

草莽とは、『孟子』において草木の間に潜む隠者のことであり、転じて一般大衆のことを言う。崛起とは、一斉に立ち上がることを言う。草莽崛起とは、在野の人が、一斉に立ち上がることを言う。何かの時に皆で一斉に立ち上がり事をなそうという呼びかけにもなる。

この松陰の発想は、ア. 対立を招きやすい、イ. エネルギーを結集する方向を間違え、対立する側との戦争ともなると双方に大きな損失を招く、ウ. 対立するどちらも草莽崛起であったら、ジャッジメントの基準を何に求めるのかが明確でない、エ. 師匠・友人・お世話になった人などの身近な所に合わせる、時流に流される、などのように、合理的に是非を判断せずに立場が作られてしまうことがある、オ. 無意識のうちに自らの価値・思考体系を変更してしまっていることがありうる、カ. 時流に乗るよう働きかけても逆らう者は排除されることが起こりやすい、キ. 敵を想定したり、敵を作ったりすることがある、ク. 敵を排除することに意識が注がれやすく、集団で残酷なことをする可能性がある、こと等において問題がある。

松陰は、自分が信じることの為には命を失うことを受け入れ、塾生にもそれを主張したようである。尊徳は、あくまでも全ての人が命を失わずに自分の徳を生（活）かして、周囲に徳を譲っていく発想をもっていた。

⑥「天下は一人の天下」

松陰は、「天下は一人の天下なり」と主張し、藩校「明倫館」の元学頭である山県^{やまがたたいか}太華と論争した。「一人の天下」とは、国家は天皇が支配するものという意味である。語句全体として、天皇の下に万民は平等ということである。

松陰の絶対的尊王主義は、天皇への接近によって自分を神聖化しようとする封建的反動主義にも流れていきやすい。また、当時の状況下では、幕府・藩の存在を端から否定する過激な思想ともなる。新政府がこの考え方をもつと、疑似平等主義になると思われる。

尊徳は、地上の誰かに絶対を置くと、全ての人を生（活）かすことができなくなることを意識していたと思われる。

⑦ 対外政策

松陰は、自著『^(ゆうしゅうろく)幽囚録』において、蝦夷の開拓、琉球（現在の沖縄。当時は半独立国）の日本領化、李氏朝鮮の日本への属国化、満洲・台湾・フィリピンの領有を主張した。松陰のこのアジア侵略の考え方は、伊藤（松陰の直弟子ではなく末弟子）、山縣有朋（長州藩。同前）、井上馨（長州藩。「松下村塾」に入塾していない）らによって受け継がれていったと考えられる。

尊徳は、「不易の命分」があつて国々があるとし、極力隣国との関係を大切にすべきことを述べた（前述）。

以上の①～⑦を通して、松陰は“地上の帝国”を超える絶対超越性を追求するまでには至っていないように思われる。普遍的な原理の考察も弱かったかもしれない。松陰の指導方法は、全体として自分がよいと思ったことを突き進めさせる傾向があつた。そこに、尊徳のような、人間に関わる様々なもの・こと（天地自然、社会、安民、制度・教え、など）に対する究極的な考察や、人・組織が喜ぶことを考えること、等が無ければ、自分がよいと思ったこと自体の危険性が生じる可能性がある。松陰には、こうした限界があつたと思われる。

尊徳は、天地の前に、全ての人間を平民化し、勤めるべき行動原理を考えた。その思想には、基本的に封建は出てこない。人間の上下も出てこない。尊徳は、「あらゆる国々」始め、「日月の照したまはる處」は「皆神国」（『発言集』、『全集』1, P.340）として、天地の下に全ての国を平等にしたと思われる。そして、「推譲」や一円観により国々の横のつながり、全国民、さらには全人類を生（活）かしていくというような広がりをもった。

本稿では、松陰から塾生・門下生などへの影響を詳細に検証はしないが、上記のような松陰の状況が、藩閥政治等の弊害を生んだ一因かもしれない。

8. 自由民権運動

自由民権運動は、一般的には明治7（1874）年の『民撰議院設立建白書』を契機に始まったとされる。国会開設、憲法制定、地租軽減、地方自治、不平等条約撤廃、言論の自由や集会の自由の保障などの要求を掲げた。そして、同23（1890）年の帝国議会開設頃まで続いた。

戦後歴史学において行われやすかった民権派は民権論、政府は国権論のように、単純な二

分法で両者を分け対立図式で捉えることは、ほぼ不可能であろう。民権派が、最初から国権に軸を置いていた面もある。自由民権運動に関しては、今後も様々な観点からの多くの研究(例. 政府・民権派・民衆の三者の関係の詳細な研究, 現在も進められている地域からの視点の研究)の蓄積が必要と思われる。

我が国では、明治22(1889)年に、満25歳以上の男性で直接国税15円以上を納めている者に選挙権を付与するという制限選挙が実現した。しかし、尊徳は、既に江戸時代に女性も参加できる民主的な投票の制度を作っていた。

9. 外交問題

新政府における外交上の問題は多々あったが、ここでは征韓論の問題についてみる。

征韓論とは、明治の初め日本政府の内外で展開された朝鮮侵略の主張のことである。全体的基調としては、武力をもって朝鮮を開国させようとする主張をもっている。明治期の征韓論に至るまでの朝鮮との関係には長い歴史があり、そこにも多くの問題点があった。征韓論とその周辺にも多くの問題点があったが、その中から一点指摘すると、征韓論を唱えた日本の征韓派は、攘夷主義をとっていた朝鮮の攘夷を認めないという自己中心的な態度をもっていた。

尊徳は、「異国より御入用米金来り候儀も有之間舗、土地と民力と只御仁政之外有御座間敷候、萬国^(とて)迎も同前之儀」(『御知行所御引渡演舌書』, 宇津胤之助宛, 天保8年12月付, 『全集』11, P.1228)と述べた。また、尊徳は、「異国は異国之財宝を以興き」(二宮金次郎による浦賀の宮原治兵衛、宮原瀛洲^{えいしゅう}、橋本與三左衛門宛書簡, <天保12年>12月15日付, 『全集』6, P.1013)ることを望んだ。新政府は、どの国にもその国の力があり、国々が自ら立っていくことを、暖かく見守る必要があった。

10. 学校教育

明治5(1872)年の学制(日本最初の近代的学校制度を定めた教育法令)を始めとし、明治19(1886)年には『小学校令』『中学校令』『師範学校令』『帝国大学令』ができ、学校体系の整備がなされていった。

これにより、学校と社会的地位とがリンクされやすくなった。学歴獲得の為の競争が起きた。学歴社会は、平等と自発性を前提とし、機会の平等、優勝劣敗、自己責任という近代的価値観に基づく自由競争をもっていた。上流階級が厳然として存在するイギリス、フランスと比較すれば、日本は社会的流動性が大きかったが、学歴社会は、悪い意味での競争による挫折を自己責任にする冷たさももった。間違った優等意識も生み出した。尊徳が大切にしたい“生きた学び”の観点からすると、弊害があったと考えられる。

また、尊徳は、特定の師をもたず、強制されることもなく、自らの意思で学べるところから学び、独自に思想・行動を作りあげていった。西洋を最高としその真似ばかりをしてきた我が国の近代知識人に欠けたものをもっていった。

11. 困窮者等に対する仁政の不足

明治7（1874）年、太政官達第162号の「恤救規則」^(じゅっきゅう)が出された。ここでは、済貧恤救は人民相互の情誼^{じょうぎ}（義理・情愛のこと）によるべしとし、それで救済できない貧困者や70歳以上の労働不能の者、障害者、病人、13歳以下の児童等に一定の米代を支給することを定めた。「無告の窮民」（他に寄る辺のない者）は公が救済することにした。なお、貧困に対する国家の責任は明記されていない。

尊徳は、困窮者を出してしまうことの為政者の責任を追及した（もちろん、困窮者本人の問題も十分わかっていた）。また、飢饉時に藩の米蔵を開放させたり、「極難者」等を皆で助けるように導き（前述）、一人の餓死者も出さないようにした。また、借財の帳消しや、年貢の率の計算による引き下げなども行った。

また、尊徳は、国家、藩、村、報徳社、等によるいわゆる上からの困窮者（尊徳の言葉で「極難」「中難」等）の直接救済（困窮者への物財の「推譲」）をすることだけをめざしたのではなかった。困窮者が、立ち直り、生産（「勤労」）できるようになることに力点を置き指導することを考えた。ここには、一人一人の価値、有用性に期待したり、主体性・自立性等を尊重したりするいわゆる下からの発想があった。

また、報徳を信奉した明治期の報徳社は、国家や行政ができていないことまでも含め、組織的に困窮者を救ったり、隣人を助けたりした（このあたりは、近代の報徳社の活動に関する一連の拙稿を参照されたい）。

新政府は、尊徳の活動や報徳社を多少研究していたが、「恤救規則」とそれ以降の福祉（当時の呼び方は違うが）に関する施策には至らないことが多かったと思われる。特に、貧困が個人の責任だけでなく自然や社会によって作られてしまうこともあることに対し、貧困が生じる原因を見極め対処することを早くから行うべきであったと思われる。

12. 神道の国教化政策

新政府は、祭政一致の古代に復し、神道の国教化政策を進めた。これは、天照大神一天皇一人民の図式を作っていこうとするものであった。

慶応3（1867）年正月17日に制定された職制により、神祇を七科の筆頭に置いた。同年3月には『神仏分離令』が布かれた。

『神仏分離令』は、江戸時代までの神仏習合による仏教と神道の混交から両者を分離する

ことが本来の主旨であった。しかし、当時の復古的機運や特権的階級であった寺院から搾取されていると感じていた民衆により、仏教も外来の宗教として排斥する廃仏毀釈へと向かった。また、キリスト教(耶蘇教)に関しては、かつての島原・天草の乱等の悲惨な記憶があるにも関わらず、キリスト教の浸透阻止を図る新政府によって引き続き厳禁された(ただし、島原・天草の乱は、キリスト教徒が信仰の自由を求めたことだけが要因ではない点は注意が必要)。キリスト教の指導者の強制移住と弾圧(例、長崎県の浦上四番崩れと萩、津和野、福山、名古屋などの西国に流されたキリシタンへの弾圧)も行われた。キリスト教関係者への理不尽な弾圧やいじめも起きた。しかし、全体として、神道の国教化政策は破綻の方向へ向かったと考えられる。

天竺の仏、唐土の聖、吾朝の神を「三國異風同道」(『萬物発言集草稿』、『全集』1, P.339)と述べ、神・儒・仏、心学、性学等は、「大道の入口の名」で「至る処は必一の誠の道也」(『夜話』8)とした尊徳であれば、多くの教えは入口こそ違っていても目的は同じであるとし、キリスト教弾圧などはよしとしなかったと思われる。また、尊徳は、報徳仕法における調査においても、信仰を否定することはしなかった。信仰は自由であること、人間が生きていく過程において生きることを意味を様々な教えからもよく考えること、の重要性は尊徳が既に示していたと思われる。

13. 万国博覧会

初期の近代的な博覧会としては、宝暦11(1761)年、イギリスの王立美術工業商業振興会がロンドンで開催した産業博覧会、寛政10(1798)年、フランス・パリでの産業博覧会があった。当時の博覧会には、いわゆる先進国が産業革命の成果である工業製品を展示し、自国の産業発展を誇示し、国威を高揚させるという側面があった。

19世紀中頃まで、欧米各地でさまざまな産業博覧会が開催された。その後、嘉永4(1851)年、ロンドンで初の本格的な国際博覧会である万国博覧会が開催された。

日本と万国博覧会との関係の歴史を挙げると、以下のようになる。

- ①日本には、『オランダ別段風説書』を通じて、1851年のロンドン万国博覧会、1853年のニューヨーク万国博覧会が伝えられた。
- ②文久2(1862)年のロンドン万国博覧会において、公式参加ではないが、イギリスの駐日公使オールコック(前述)収集による日本の品々の出品があり、開幕式には訪英中の文久遣欧使節団が出席し注目された。
- ③慶応3(1867)年、幕府および薩摩藩と佐賀藩が、パリ万国博覧会(パリでの第2回目)に参加した。これが、日本が初めて参加したものである。
- ④明治6(1873)年、維新後の新政府は、ウィーン万国博覧会に始めて公式参加した。

万国博覧会は、尊徳が言う「おのおの不易の命分」をもって興った「万国」（前述）のそれぞれの文化や伝統を尊重した場にならなければならない。いわゆる先進国だけの威信の見せつけ合いになること、威信が威圧になること、国威の高揚が戦争等へとつながっていくことなどを報徳思想がよしとしないことは簡単に窺える。伊万里焼（朝鮮からの影響大）等は、日本がウィーン万国博覧会に公式参加する以前から、その美しさが西洋で評判になっていた。また、19世紀中頃の日本からの出品により、西洋における日本趣味・日本心酔である「ジャポニスム」が起きた。よい文化は、威信をもって見せつけなくても、自然と受け入れられると思われる。

V. 報徳思想・報徳仕法の内在論理からみた幕末・維新の全体的考察

以上の考察を基に、報徳思想・報徳仕法の内在論理に則っていたら、どのような幕末・維新の道筋が描けたであろうか。歴史に“もしも”はないが、尊徳には幕末の志士達さらには新政府とは違う強い主張を前もって示していたと考えられるので、あえて描いてみたい。

1. 幕末・維新全体の基調

究極的な目的を、“地上の帝国”の建設・維持ではなく、「天地」への報徳に置く。具体的な方向としては、「仁政」と人々の徳の出し合いで「富国安民」「万国と共存」を目指していく。

国内では、荒地の開拓と「心田」の開拓の両立に心血を注ぐ（これは、動乱や対立等が起きないようにすることでもある）。軍事力を強くするのではなく、借財と荒地を攘いのけ、人々の衣食住を成り立たせることで国を強くしていく。

近代への脱皮や近代的社会制度の整備を急ぐ余りに、多くの矛盾やひずみを生じさせることを、本質を見抜きながら避けていく。

2. 暴力を使用しない平和裏な方向転換とその延長の平和・安民の追求

暴力を使用せずに、平和裏に新しい時代を作っていく為に、幕府側も話し合い（芋コジ会）を多数用意し、人々が知恵を出し合う。そして、封建社会から、主権在民社会への転換を進行させる努力を最大限にしていく。

近代化へ向かう中、人々の衣食住の絶対的な確保に向け、中央・地方の知恵を使いつつ職業を生み出して行く。平素から、人を生（活）かす「至誠」「勤労」「分度」「推譲」を浸透させ、混乱を招かないようにする。困窮する地方等は、政府が責任をもって助ける。

外国の立場も考えた自然な開港と、交易におけるルール作り、交易の発展を図る。外国の

よい面（徳）を受け入れ、交流を通して理解を深めていく。欧米の近代国際法の問題点などに対しては、対話の機会を多数設けて是正してもらおうべく、日本からも積極的に働きかけていく。

3. 人々を生（活）かし人々の徳で社会を作る為の近代化

(1) 政治の態度

“地上の帝国”の建設・維持やヒエラルキー構造の構築を目指すような為政者は、一円観を基に廃す。「分度」をわきまえない支配者や統治者ではなく、徳と行動力のある指導者をたて、「仁政」を進める。彼も社会がよくなった時には、自分の功績だと思わないようにする。新政府・官僚は、上からの考え方を廃し人々の豊かな生活づくりを重視する。

経済の開拓だけでなく、「心田」の開拓も重視する。未開観や人々を低く見ること、内容・方法において誤れる近代化、藩閥政治、等と呼ばれ込まないようにし、人々の徳を活かして社会を作っていくことを重要な価値観とする。

(2) 経済面

民富の形成と蓄積の条件を整える。人々の衣食住が成り立つことを絶対条件とし、過重な課税を制限する制度を作る。

税（公財）は、人々を生（活）かす為に使用していく。債務に苦しむ人々には、無利子無担保融資と、知恵や技術の継承を行う。セーフティーネットを張り、一人の餓死者も出さない状況を作るべく努力する。立ち直りができた人には、自立して生産と税の提出をしてもらう。

有徳の農家・商人等の民間から出された税以外の「報徳金」の蓄積もし、「無利息年賦貸付」等を通して、人々の衣食住を一層安定させる。

財政膨張は、身の丈をわきまえて（国家の「分度」を考えて）調整する。自然増収があれば、新田の開拓や新しい職業分野の開拓に使用していく。

(3) 「心田」の開拓

とくをもってとくにむくいる
「以德報徳」を大切にし、「心田」の開拓をしていく。

個人・集団は、そのよさ（徳）を社会の中での生活経験等から学び磨いて、自らのよさを譲り、社会に貢献していく。国家等も、そのことがしやすい状況を作っていく。

世界の宗教や教えに対し寛容になり、それらを学び視野を広げることもしていく。

さいごに

以上みてきたように、近代化への胎動が感じられる頃、幕末の動乱の本格的展開の少し前

の頃に没した二宮尊徳は、生前に報徳思想・報徳仕法の内在論理をもち、幕末の政治に対する考え・態度を弟子や息子の前で談話していた。

報徳思想・報徳仕法の内在論理や幕末の政治に対する考え・態度の談話から考察すると、幕末・維新には、それらに大きく反することが多々あったことが指摘できる。

注記

1) ウィキペディア「塙忠宝」。URL <http://ja.wikipedia.org/wiki/塙> (平成26年1月4日)。

付記

本稿をなすにあたり、平成22年度から同24年度の淑徳大学教育・研究費等を使用し、北海道から鹿児島県に至るまで26道府県をまわり、視察・調査、史・資料収集を行い、論文の構想づくりや史実の確認などをさせていただきました。関係した機関・施設・人には謝意を申し上げます。

**The Last Days of
the Tokugawa Shogunate and the Meiji Restoration
Studied with the Intrinsic Logics of
“Hotoku Shiso” and “Hotoku Shiho” (2)**

MAEDA, Hisanori

This paper is to try to study the last days of the Tokugawa shogunate and the Meiji Restoration with the intrinsic logics of Sontoku Ninomiya's thoughts (“Hotoku Shiso”) and his plans and activities (“Hotoku Shiho”).

Tokugawa Shogunate came to an end due to an upheaval at the last days of Edo period. On those occasion, there were a lot of acts of violence.

I studied whether they had been right or wrong with the intrinsic logics of “Hotoku Shiso” and “Hotoku Shiho”.

After a new government of Meiji was established, the government carried out a lot of new policies. I studied each policy with the intrinsic logics of “Hotoku Shiso” and “Hotoku Shiho”, and mainly pointed out its difference between them.

Lastly, I tried to make a story what it might have been if the policies of the government were in accordance with the intrinsic logics of “Hotoku Shiso” and “Hotoku Shiho”.